

小鹿野町使用料等審議会 会議録

会議名称	小鹿野町使用料等審議会（第4回）		
日 時	令和元年10月30日（金）		
開会時刻	19：00	閉会時刻	21：25
開催場所	小鹿野庁舎 第一会議室		
出席委員	阪本 昇寿、 丸山 陽生、 板倉 盛夫、 柴崎 好一、 塩田 浩司、 宮本 一輝、 黒澤 茂雄、 中村 俊夫、 渡部 幸夫		
欠席委員	井上 武男		
執行部・ 事務局出席	総合政策課長 分須 亮太郎、 総合政策課主幹 加藤 博章、 総合政策課主査 五十嵐 貴幸		
配布資料	第4回小鹿野町使用料等審議会次第 答申書（案）		

小鹿野町使用料等審議会 会議録

発言者	会議の概要
総合政策課長	<p>1 開会</p> <p>定刻になりましたので、第4回小鹿野町使用料等審議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しいところ、お疲れのところご出席頂き大変ありがとうございます。</p>
総合政策課長	<p>2 あいさつ</p> <p>開会にあたりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
阪本会長	あいさつ
総合政策課長	<p>本日ですが、井上委員より欠席の連絡が入っておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速ですが議事に移ります。阪本会長に議長となつていただき、議事の進行をお願いします。</p>
阪本会長	<p>3 議事 (1) 会議録署名委員の指名について</p> <p>ただいまから、第3回小鹿野町使用料等審議会の議事に入ります。</p> <p>はじめに、会議録署名委員の指名を行います。塩田委員と宮本委員にお願ひいたします。</p>
阪本会長	<p>(2) 第3回会議の会議録について</p> <p>次に、第3回会議録についてですが、皆様のお手元にお配りさせていただきましたので、記載内容に訂正等あればご指摘お願ひいたします。</p> <p>何もないようですので、議事録署名委員の方は署名をお願いします。</p>
阪本会長	<p>(3) 使用料等(案)について</p> <p>つづきまして、使用料等(案)について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	「答申書(案)」について説明
阪本会長	<p>それでは、事務局より答申書の案について説明していただきました。皆様に今までご審議いただいたことについて、文章にしてあらゆる形に対応するためにもこのような形にはなりますが、説明の中でわかりづらい部分などありましたら、ご意見をいただければと思います。</p> <p>順番で進めていきたいと思いますが、まず「はじめに」というところで、何かご意見がございましたらお願ひいたします。受益者負担というところに新たに踏み込んでいくというところの大枠の部分となります。</p>
渡部委員	「合併以後長年にわたり据え置きとなっている現状があるため」が強調されているが、「現状があり」程度でよいのでは。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

阪本会長	どちらかという次の「町民全体の負担の公平性の観点や近隣自治体との均衡の観点などを踏まえ、受益者負担の適正化」のところに重きをおいた方がよいかもれない。
塩田委員	「町民全体の負担の公平性の観点や近隣自治体との均衡の観点などを踏まえ」を前段にもってきて、「合併以後長年にわたり据え置きとなっている現状を、受益者負担の適正化に向けた検討が」と繋げるのがよいのではないのでしょうか。
阪本会長	何に重きをおいているかということで、最初の方に負担の公平性や近隣自治体との均衡を重視し、据え置きとなっている現状を直すという文章に変更いただく方向でお願いしたいと思います。
事務局	時系列で記述している書き方でしたので、強調した内容を前に持ってきた書き方へと変更するようにいたします。
阪本会長	今の塩田委員の意見を参考に、事務局で十分に考えていただき修正をお願いしたいと思います。
丸山委員	もう一つ、答申書(案)の最後の部分について、「ここに結論を得たので」となっていますが、「意見が集約された」とかの記述のほうがよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。あくまでも審議会ですので、審議して意見をまとめましたというようにするのがよいと思います。「結果を得た」というのはちょっとひっかかる気がします。
渡部委員	そういう観点で見ると、「使用料等の改定に対する考え方」の資料についても、「必要である」や「～する」と、全体的に文面が言い切りで強いように感じます。
黒澤委員	この文面を見ると、こう決まったからこれでやってくださいといった感じに、受け取られるかもしれませんね。
丸山委員	他の答申書を見ますと、「次のとおり意見を集約しましたので答申します」といった書き方になっています。
板倉委員	そのように変えれば言い方が柔らかく感じるのでもいいと思います。
丸山委員	内容についてはよいので、言い回しだけ変えればよいのではないのでしょうか。
事務局	「意見を集約したので、答申します」といった書き方に変更します。 実際に答申を提出する際は、この資料とは別に鑑があり、その文面は「次のとおり答申します」というものとなります。
阪本会長	それでは、この文章については今のように直していただくことにいたします。 次のページに移らせていただきます。「1 使用料等の改定に対する基本的な考え方」ですが、こちらもこれまでの意見を踏襲した意見で直したほうがよいでしょうか。適宜直したほうがよいでしょうか。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

渡部委員	適宜直したのでよいと思います。直したほうがよいところは柔らかい表現にしてい ただき、原理原則については、言い切った表現でよいと思います。
中村委員	合併以降、長年料金が据え置きであるということが事実でもあるので、言葉のニュ アンスによって捉え方も変わってくる。
阪本会長	5行目の「原則とする」という言い方について、自分たちでやっていることであるの で「原則とした」という言い方がよいか、「されたい」という言い方がよいか、どうで しょうか。
丸山委員	我々が考えてやっていることであるので「原則とした」という言い方がよいと思いま す。
阪本会長	皆さんがよろしければ「原則とした」と直したいがどうでしょうか。
	はいと言う声あり。
阪本会長	では、「原則とした」と直したいと思います。以降の部分はどうでしょか。
渡部委員	前段を「原則とした」と直したので、途中は直さなくてもよいのでは。最後の言葉を 「検討した」と直せばよいと思います。
阪本会長	「原則とした」「設定する」「必要である」「100%とする」「以上の考え方を踏まえ たうえで検討した」ということでよろしいでしょうか。
	はいと言う声あり。
阪本会長	では、そのような文言に直していただきたいと思います。 次に「2 使用料等の改定案について」はどうでしょうか。こちらも言い切っている のでどうしますか。
丸山委員	自分たちで考えているので「する」を「した」に直した方がよいと思います。
阪本会長	自分たちはこうしたので「する」を「した」に直すことでよろしいでしょうか。
	はいと言う声あり。
阪本会長	では、こちらもそのようにさせていただきます。次に「3 新規の使用料の設定」に ついてですが、こちらも「する」を「した」に直したのでよろしいでしょうか。
	はいと言う声あり。
阪本会長	では、こちらもそのようにさせていただきます。 次に「4 付帯意見」について、「(1)減免についての規定について」はどうでしょ か。
丸山委員	「減免規定を整備した」ということより、整備をお願いしたいという意味合いであると 思うので、「整備されたい」という表現の方がよいと思います。
阪本会長	「整備されたい」ということで直したいと思います。次の「同様な取り扱いとする」と いう部分も「取り扱いとされたい」ということでよろしいでしょうか。また、最後の部分も 「整備されたい」という表現でよろしいでしょうか。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

	はいと言う声あり。
	では、そのようにしたいと思います。 次に、「(2)施設の運用について」はどうでしょうか。
渡部委員	1行目と2行目のつながりが、あやふやである。
阪本会長	皆さんに出していただいた意見をここで取りまとめさせていただいています。宮本委員の意見や柴崎委員の意見もここに取り入れていただいているが、わかりづらい部分もあるかと思います。 言いたいことは、使ってもらってこそその施設であり、自分達だけでなくよそから来ていただく方にも、喜んで使っていただきたいということである。料金の徴収の仕方についても、柴崎委員のご意見のように、利用者にとっても、使っていただくほうも、意を尽くしていただきたいという表現であるかと思います。 最初のところについては、魅力ある施設にして利用率を高めてほしいということです。
事務局	1行目の文末の「経費はかかっている」を「経費を要している」というように変更してはどうですか。
丸山委員	よいと思います。それと「利用率が低い施設は」という部分は「利用率の向上に向けて」というところとかぶっているので、取ってしまってはどうですか。
阪本会長	そのような形に直して、最後の部分は「努められたい」というようにしてはいかがでしょうか。
渡部委員	すっきりしてよいと思います。
阪本会長	では、細かいところはよいとして、全体的にそのような流れにしたいと思います。 次のところはどうでしょうか。町外の方にも早めにとっていただいて町に来ていただく方への配慮が記載されております。
丸山委員	「受付開始期間の変更」という部分で「変更」ということを入れなくてもよいのではないのでしょうか。「受付期間の検討」ということでよいのではないのでしょうか。
渡部委員	最初の文はくどくなっているので「受付期間をずらすことに対しては」のところを「受付期間をずらす現行の取り扱いでよいが」というふうにしてもよいのではないのでしょうか。
阪本会長	今の文章の後の「申請時期について、」を取ってしまってもよいのではないのでしょうか。
丸山委員	確かに取ってしまった方がよいと思います。
阪本会長	まとめますと、最初の「申請時期は」を取ってしまい「早い段階で予約ができるよう申請時期を検討されたい」ということでどうでしょうか。
宮本委員	「早い段階で予約ができるよう、予約の受付開始時期」の後ろの「予約」はいらないと思います。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

渡部委員	全体的に文章が長いと思います。この中で二つのことを言いたがっているのが長くなってしまっている。親切に「遠方の町外利用者」という表現もしている。
丸山委員	「遠方の町外利用者」と入れるとどこからか遠方なのかの説明もしなくてはならないので、取ってしまってもよいのではないのでしょうか。「町外」でくくってしまってもよいのではないのでしょうか。
阪本会長	「町外」であると、横瀬や皆野も入ってしまうのであえて細かくするために入れていると思っています。
渡部委員	「宿泊を伴う団体」ということでよいのではないのでしょうか。それと、受付は町民が先だと思しますので、文章はいったん切ったほうがよいと思います。それで、宿泊を伴う団体に対して便宜を図ってあげましょうという意味ですよね。
阪本会長	施設の予約に関しては、現行の取り扱いのままとされたい。というように一度切っただいて、宿泊を伴う町外利用者が町の施設を利用することを想定し、受付時期を検討されたいというような形でまとめてみてはどうでしょうか。
渡部委員	行替えしたほうがよいと思います。
丸山委員	事務局で整理していただいて、まとめていただきたい。
阪本会長	皆さんの意は伝わったと思うので、2つの文章にさせていただいて、ずれているのはいいよ、だけど早めの計画が立てられるように時期を検討してくださいということをもとめていただきたいと思います。 次に、料金の徴収方法についてですが、これはスカイトレインの話をもとに書いていただいているが、その話を知らないとその意味は分からないのではないのでしょうか。
丸山委員	具体的に「スカイトレイン等は」と入れてはどうでしょうか。
渡部委員	上からの流れでいくと体育施設のこととってしまうかもしれない。
丸山委員	ミュージックパークの料金の使用料等ということではどうでしょうか。自転車のところの取り扱いはどうなっていますか。
柴崎委員	自転車は時間でいくらとなっているので、券に書いてある。身体障害者割引がある。
事務局	スカイトレインも過去には車いすが乗れるところがあったが、現在は付き添いの方がいれば車いすをたんで乗っていただくということになるとのことです。ただし身体障害者手帳をもっていれば大丈夫ですので、車いすでない場合は普通にのることができます。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

柴崎委員	今まで車いすの方は、車いすを待合のところにおいていただき、踏み台を使って段差をなくして乗っていただくということはやっていた。一人でやっているのでは何か楽な方法がつかればよいとは思いますが。
事務局	こうした書き方によって、いろいろな事に対応できるのではと考えています。
丸山委員	具体的に、料金の徴収方法等については団体とか障害者等のことも考慮して検討されたいというような、何か具体的なことを入れてはどうでしょうか。
柴崎委員	団体の場合は、その場で大人が何人、子供が何人合計でいくらということをその場で書いて渡している。
阪本会長	ニュアンスは伝わるが、本当に何が言いたいのが伝わりづらいと思います。
柴崎委員	取り扱い者の負担にならずに何かできればよいとは思いますが。
丸山委員	団体割引や障害者のことはどこに書いてあるのでしょうか。
阪本会長	次に検討していくところで減免の規定の部分にあります。 減免の規定のところ、体育施設、文化センターなどとしてあります。
事務局	資料2減免規定(案)の中で、体育施設関係、文化センター等公民館関係についての規定はこのような規定で対応したい。 全体というところでは、条例で設置してある町の施設などを減免の規定の中に入れてもらいたいということで、障害者の割引についても盛り込んでもらいたいということが記載してあります。
丸山委員	そういうことであれば、あえてこの文章はいらないのではないのでしょうか。
事務局	障害者については、「新たに減免の規定を整備されたい」という部分でカバーできるが、柴崎委員の意見のように現場での料金のやりとりや、1日券などの券種についても工夫を凝らして実施していただきたいという部分がどこにも無いので、ここにそういった意味合いで書いてあります。
丸山委員	町に対してこう言った意見がありますということを伝えられれば、いらないのではないのでしょうか。
事務局	町の担当者に対しては、審議会の中でこうした意見がでたので対応をしていただきたいという話是可以します。
丸山委員	この答申は、一般の方は見ることができますか。
事務局	公表するので一般の方も見ることはできます。
丸山委員	町の職員は対応できると思いますが、一般の方が見た場合に何か具体的なことがないとわからないと思います。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

渡部委員	なくても対応できるのであれば、いらないのではないのでしょうか。
丸山委員	町の職員が対応できるのであれば、あえて答申にいれないほうがすっきりすると思います。
渡部委員	上の文章とのつながりもあるので、カットしたほうがよいと思います。
阪本会長	本来であれば、別に項目を設けて利用者のことも考えながら徴収する側のことも考えてくださいという記載もよいかと思いますが、柴崎委員の意見もあったので加えてみましたがどうでしょうか。徴税コストという言葉もあるが、公平性を保たれるが事務負担が増えるのは問題ですよということを書いてもよいのかもしれませんが。
柴崎委員	おもてなし課が管理していると思うが、そこと取り扱い者との間での対応ができればよいと思います。
阪本会長	そのあたりを加味してカットできるか検討していただきたいと思います。 次に料金についての具体的なところで、同じものは同じ料金体系でやっていく、今までなかったところに新たに追加されるということになります。 まず、体育館についてはどうでしょうか。これは答申の中に資料として含まれますか。
事務局	含まれます。
丸山委員	この審議会の中で検討した結果、町民からもいただくということであるので、計算した結果でよいと思います。
阪本会長	次に、運動場関係はいかかでしょうか。
丸山委員	担当する課はこのように細かくなっても大丈夫でしょうか。
事務局	答申では1時間あたりということが表示してありますが、申請書や条例では、午前中4時間などとまとまっています。現在でもナイターなど同様な処理をしており、担当課にも話はしているので、問題ないかと思います。
阪本会長	基本的なところで、町外は変わっていないが、町内の方に負担していただく金額を新たに設定するというので、同じような施設であれば同じ金額でやってもよいということがあってもよいし、町外料金なのでこぼこに合わせてもよいし、面積が大小あるがそれをそろえたりしてもよいし、いろいろな意見があると思うがいかがでしょうか。
渡部委員	それぞれ違ってもしょうがないと思います。施設が違うので、一緒にしては不公平になってしまうと思います。受益者負担ということであれば仕方がないと思います。
阪本会長	考え方はいろいろあると思うが、実際問題減免規定をはじめ、利用者がこれによってかたよったり、利用率が変わったりすることもあると思うが、この場で話しあっても実際利用する方々がどうなのかというのが大きくかわってしまう。 我々が考えるのは、受益者負担を求めていくこと、その中で減免ということで今までとの差を埋めていくことではないかと思います。我々が重視したいのは、そのの

小鹿野町使用料等審議会 会議録

	ところを考えて町民の方に負担していただく。ということで皆さんに協議していただきたいと思います。担当課は1箇所になるのでしょうか。
事務局	体育施設関係は1箇所となります。
阪本会長	仮にこれ以外の案だとどう考えますか。
丸山委員	受益者負担ということであれば、増えるということは間違いないと思います。このことについては、担当者は知っているのでしょうか。
事務局	承知しています。会長がおっしゃっている受益者負担とそれに伴う減免、改定案として出させていただいた案をご協議いただければと思います
阪本会長	意見を集約ということであるので、皆さんで統一した意見をまとめていきたいと思うので、こういった形で答申ということでよろしいでしょうか。
	はいと言う声あり。
阪本会長	次にクライミングウォールですが、町外の方は100円町内の方は50円ということでよろしいでしょうか。
	はいと言う声あり。
阪本会長	次に小学校中学校の体育館になります。町外が一律であったので町内の方は一律400円ということでよろしいでしょうか。
	はいと言う声あり。
阪本会長	次に小学校中学校の校庭となります。町外の方は一律で1,100円で町内の方は100円と小鹿野中学校の校庭だけ350円となっています。ここだけ異質となっていますが、町外の方を1,500円にするか町内の方を100円とするかとも考えられるがいかかでしょうか。ここは広いから町民の負担が大きいということでよいでしょうか。
事務局	中学校の校庭が大きいため、料金が高くしてあります。
渡部委員	子どもの野球でいうと、小学校は1面しかとれないが、中学校は2面とれるので大きい。それにしても高く感じます。
事務局	体育施設のグラウンドは大きいものが1,100円となっており、学校の校庭も1,100円となっています。
阪本会長	体育施設の町民料金が350円となっているので、中学校の校庭も350円でもよいとも考えられます。
丸山委員	学校の関係と専門的な運動場と考え方は違うと思うので、同じ学校の施設であれば統一してもらってよいのではないのでしょうか。運動場は広い分は高くてもよいが、学校関係は本来運動場として使う物ではないので、町外は1,100円で町内は一律100円でもよいのではないのでしょうか。
渡部委員	実際問題、ほとんどは中学校が使っていると思います。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

事務局	中学校の校庭はほとんど部活で使っています。ナイターでサッカーをやっているのが多いと思います。
渡部委員	ナイターであれば夜間照明で料金とれるので、100円でもよいという考えも出来ます。
丸山委員	本来、運動施設ではなく学校の施設を使わせていただくので、町外が1,100円であれば町内も一律100円でよいのではないのでしょうか。
板倉委員	これは現役で使っている校庭であるので、日曜日も使っているのに夜ぐらいしか使えないと思います。
阪本会長	皆さんの意見を勘案して、中学校の町内料金も100円ということにしたいと思います。次に夜間照明ですが、いかがでしょうか。これは変更がないので、このままでよいかと思います。
	はいと言う声あり。
阪本会長	次に総合運動公園ですが、夜間照明は同様であります、金額の変更もあるものでいかかでしょうか。
渡部委員	総合運動公園の野球場ですが、町内が270円というのは安すぎるのではないのでしょうか。
丸山委員	他は350円というところがほとんどであるが、なぜこだけ270円ということになっているのでしょうか。
事務局	他の施設が町外料金の4分の1を採用しているところが多いため、270円という数字を採用しています。
丸山委員	他の運動場は350円であるので同様に350円に合わせてはどうでしょうか。
阪本会長	では、野球場に関しては270円を350円に改めるということよろしいでしょうか。
	はいと言う声あり。
阪本会長	スコアボードは町外を600円に放送設備を400円にしたところで、町内料金を150円と100円を新たに設けました。こちらに関してはよろしいでしょうか。
渡部委員	使うときは、ほとんど減免になると思いますので、よいかと思います。
阪本会長	では、このような金額にしたいと思います。 次にテニスコートについては、原価が高いということで町外料金を800円とさせていただいて、町民料金を200円とさせていただくこととなりますが、いかがでしょうか。照明設備については同じ金額となっております。
丸山委員	ナイターが端数となっているが。
事務局	1時間あたり料金であるので割返しているためです。実際使用料をいただくときは、4時間であるので700円となります。
阪本会長	こちらはこれでよろしいでしょうか。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

	はいと言う声あり
阪本会長	次に武道場関係であるが、こちらは空調が入ったので1,050円を1,500円に改定しており、町民の料金を400円としました。弓道場は狭いので減額となる改定ですが何かございますでしょうか。宮本委員からは空調が入ったので人気もあり、その分値上げしてもよいのではという意見が前にありましたが。
宮本委員	このくらいの値段であれば問題ないと思います。
阪本会長	何か意見はございますでしょうか。ないようですので、この改定案とさせていただきます。 次に両神ふるさと総合会館であります。こちらは町外も町内も料金の改定ということになります。これは小鹿野文化センターとの統一性をもたせるということで新たに金額を設定するということになります。部屋の大きさに応じた料金となっておりますが、これが文化センターの単価と同じものになります。
渡部委員	調理実習室はガス代も含んだ料金となっているのですか。
事務局	ガス代等すべて含んだ料金となっております。 文化センターの単価よりふるさと総合会館の単価が割高となっていたので、文化センターの単価に合わせて計算し直した金額となっております。
丸山委員	合併前の料金のままなのか、どこかで改定した事があるのですか。
事務局	町村合併以降、料金の改定はしていません。
丸山委員	旧小鹿野の料金と旧両神の料金のままできているので、今回合わせるということではよいですか。
事務局	同じ取扱いにしたいと言うことです。
渡部委員	いいと思います。
阪本会長	ありがとうございます。では、この改定案とさせていただきます。 最後に減免の規定となります。まず「体育施設関係」の減免について、疑問点やこうしたほうがよいとか何かご意見がございましたらお願いいたします。
渡部委員	(6)(7)の違いがよくわからない。
事務局	(6)が大会とかで使用するときとなっており、(7)は通常の活動で使うときとなっています。
丸山委員	町の代表となり練習する場合は、免除ということではよいのでしょうか。
事務局	この規定では、(8)の特別な理由があると認めるときに該当すると思います。通常でないことでもありますので。
渡部委員	こういう考えがないと利用しづらいと思います。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

丸山委員	体育協会が単独で活動する数は多いのか。
板倉委員	全部で16部会あるので多いと思います。体育協会主催の大会も多くあるが、団体の活動で使うものは2分の1とはなりますが、比較的あると思います。練習をどれくらいやっているか把握はしておらず、各部会に任せているのでかなり練習している部もあります。
事務局	例えば、武道場を柔道や剣道で週1回1年間使うと38,400円負担することになるので、その分を会費や町の補助金などで対応できるかどうか。
板倉委員	このことについては、各部会で対応できるのではと思っています。
阪本会長	子ども達のいる場合は無料で対応できるんですよね。
板倉委員	体育協会は子どもとは関係ない。町民大会は無料となっています。
丸山委員	大人が趣味でやっているようなものでもある。
板倉委員	16部会あるがそういう団体が多いです。体育協会から人数割りで助成金を出しているんで、それで対応できるのではないかと考えています。
阪本会長	受益者負担というところで、半分でよいのか。考え方としてその金額も(8)で訂正することも可能でしょうし、町の考え方として各団体に補助金として援助したものの中で対応するとか、違った面では体育振興とは何かという形で対応できるところもあるのではと思います。 今回のテーマである受益者負担を考えると、「体育協会が当該団体の活動に使用するとき」を50%ということで、皆さんの同意をいただけるかどうか、板倉委員からもご意見をいただいたので、我々の意見としては、これでどうだということによろしいでしょうか。
	はいと言う声あり。
阪本会長	それでは「体育施設関係」はこのままで決めさせていただきます。 それでは次に「文化センター等公民館関係」ですが、50%の減額や30%の減額がありますが、皆さんの意見をお伺いします。
丸山委員	一つ確認なんですけど、祭りの実行委員会で(9)の免除ということでやってもらうというような考えでよいのでしょうか。
事務局	基本的には今の考えでよいと思います。この書き方は文化センター今の減免の規定を踏襲していることとなります。この規定を両神ふるさと公民館に適応させるものとなります。(8)の30%の減額は商工会や農協を想定しています。
渡部委員	この規定は文化センターのものと同じであればよいと思います。これを両神に適応させるということでよいと思います。
阪本会長	では、このままでよろしいでしょうか。
	はいと言う声あり。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

阪本会長	ありがとうございます。それでは最後に「全体」というところで、障害者手帳所持者については減免するというものですが、みなさんよろしいでしょうか。
	はいと言う声あり。
阪本会長	それでは、皆さんに討議していただく事項は以上となります。 次回の開催日程ですが、今日大幅な変更ということではないと思いますが、事務局でまとめていただいて、次回が最後となると思いますので、最後に答申案をまとめて答申したいと思います。 (委員の方々で検討) 次回の審議会は、11月12日火曜日午後7時より開催いたします。よろしくお願いいたします。
丸山委員	ひとつ確認ですが、次回で決めてもらったら答申については全員で行っても仕方がないので、会長に行ってもらったのでよいと思いますが。
渡部委員	会長と代理で調整して行ってもらってもよいのではないかと思います。
阪本会長	それはそうした形でやっていこうかと思います。 以上で議事は終了したいと思います。
事務局	以上をもちまして、第4回使用料等審議会を閉会させていただきます。 長時間にわたり、ご審議頂きありがとうございました。